

# 福岡県知事選挙



## 投票できる人

次の要件を全て満たす人

- 年齢が満18歳以上の人(平成15年4月12日までに生まれた人)
- 令和2年12月24日以前から、引き続き本市の住民基本台帳に記載されている人

※投票日(期日前投票をする日)までに県外へ転出した人は投票できません

※福岡県内へ転出した人は、投票の際、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」などにより、引き続き県内に住所があることが確認できれば、投票できます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください



## 期日前投票

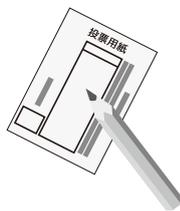
期間 3月26日(金)～4月10日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 生涯学習センター研修室

持参物 入場券はがき(クリーム色)

※入場券が届いていない場合は、本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)を持参してください



## 不在者投票

出張や旅行などで投票できない場合は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、指定病院・施設などにおける不在者投票や重度の障がいがある人のための郵便などによる不在者投票の制度もあります。

詳しくは、市ホームページ(ホーム▶市政情報▶選挙▶福岡県知事選挙)をご覧ください。

## 代理投票

投票用紙の記入が困難な人は、投票所係員2人で行う代筆と立会いによる代理投票ができます。投票の秘密は守られますので、安心して投票所の係員に申し出てください。

## 点字投票

目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。



代理投票と点字投票は、期日前投票所でも利用できます

## 新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください

投票所内ではマスク着用や手指消毒、三密回避へのご協力をお願いします。また投票日当日の混雑を緩和するため、期日前投票をぜひご活用ください。なお、投票所の鉛筆は消毒を徹底しますが、気になる場合は、持参した鉛筆を使用することができます。



問 選挙管理委員会事務局 ☎72-2111